

ロシアのウクライナ侵略に抗議する決議

ロシアによって2月24日に本格化したウクライナへの侵略は、平和の国際秩序として国連憲章がかかげる「主権の尊重」「領土の保全」「武力行使の禁止」などに反する行為であり我々は厳しく非難し抗議する。

ロシアは、この侵略の渦中で核兵器による威嚇を示し、軍の特別態勢入りも表明した。こうした侵略と核兵器使用をほのめかす脅迫的な動きは、非核平和を宣言する村の議会として断じて容認できないものである。我々はロシアに対し、武力行使の即時停止、軍のロシア国内への撤退、国際法を遵守した即刻の対応を強く求める。

また、わが国政府におかれては、国際社会と連帯し、ウクライナの平和がとりもどされるよう、あらゆる外交手段を通じて一層の力を尽くされるよう強く要請する。

以上、決議する。

令和4年3月11日

東成瀬村議会